

令和 6(2024)年 7 月 20 日

2025.8.18 修正

研究倫理審査委員会の任務は、一般社団法人 大阪府助産師会 研究倫理審査委員会規程より、以下を任務としている。

第 3 条 委員会は以下の事項を審議することを任務とする。

- (1) 研究に関わる計画書等の審査に関すること。
- (2) 研究における倫理の在り方に関する基本的事項に関すること。
- (3) その他研究倫理に関すること。

上記任務以外にも、以下を任務とする。

1. 大阪府助産師会での活動に関する学会発表・投稿の確認
2. 大阪府助産師会への研究協力依頼についての審議
3. 1、2 に係る作業の統括は研究倫理審査委員長が行う。

1. 大阪府助産師会での活動に関する学会発表・投稿の確認

(2022.10.15 常任理事会承認済)

- 1)大阪府助産師会への報告が必要な発表内容

- (1)大阪府助産師会での活動
- (2)所属名を大阪府助産師会とする場合

- 2)大阪府助産師会への報告が必要な発表形態

- (1)国内外での学会発表
- (2)学会誌、商業雑誌等への投稿

- 3)報告時期

- (1)学会発表の場合：演題登録・応募する前
- (2)投稿の場合：投稿する前および採択後(必要時)

- 4)報告内容

- (1)学会発表の場合：

- ①発表学会名
- ②発表日時
- ③発表者全員の氏名
- ④抄録
- ⑤発表の可否

(2)投稿の場合：

投稿前	採択後(採択の可否がない場合は不要)
①投稿先名(学会・雑誌名、投稿日時)	①採択された雑誌名
②投稿者全員の氏名	②採択された日時
③投稿する論文または記事全文	③投稿者全員の氏名
④投稿時の原稿種 (原著、総説、資料など)	④採択された原稿種類 (原著、総説、資料など)
⑤査読結果：採択の可否	⑤採択された最終論文

5)報告先

- ・会長あてにメールにて報告 josansikai-osaka@josansi.org
- ・件名：学会発表(投稿)報告
- ・報告内容：4)報告内容参照

2. 大阪府助産師会への研究協力依頼についての審議

- ・大阪府助産師会への研究協力の依頼は、以下の手順にて審議する。

1)研究協力依頼がある場合は、以下の資料の提出を求める。

研究協力施設用		研究対象者用	
☐	①依頼文書	☐	①依頼文書
☐	②同意書	☐	②同意書
☐	③同意撤回書	☐	③同意撤回書

2)上記提出資料を元に、別紙「研究協力依頼に伴う常任理事会での確認事項(チェックリスト)」にそって確認し、研究協力の可否を決定する。

3)研究倫理委員会での研究協力の可否は、**理事会**にて審議する。

4)理事会での研究協力の可否の決定後、研究協力依頼者に事務局から通知する。